

◆ 令和4年度 部長マニフェスト ◆ 行政管理部長

部の概要			
所属課と人員 (R4.4.1現在)	総務課・建築営繕課・情報管理課(法務担当含む)・職員課・ 防災安全課・検査担当・市民課	121人	

部の運営方針

行政管理部のミッションは、市有財産の管理・営繕、文書、法務、情報公開・個人情報保護、契約、人事、福利厚生など行政全般における業務が適切に実施されるようにする。ひいては市役所のミッションである「国立市民の幸せの土台づくり」に貢献する。また、住民基本台帳、戸籍、印鑑登録、マイナンバー、年金の個人情報を適切に管理・運用する。

上記の業務において、各種相談に真摯に向き合い、正確な知識をベースに的確な支援・対応を行い、職員・市民に信頼される存在になることを目指します。

No.	項目	具体的内容	達成状況(年度末評価)	達成度
1	人材育成基本方針に基づいた改革の推進	<p>【人材育成基本方針の周知】 人材育成基本方針を中心に国立新書をまとめ、職員の意識改革と有為な人材育成・確保に繋げる。併せて、係長級を対象に、人材育成基本方針・各課MVVに関する座談会等を行い、一層の浸透を図る。</p> <p>【OJTの促進】 OJTの重要性を組織全体で共通認識し、各職場において計画的・継続的に実施されるよう、効果的な研修を実施する。</p> <p>【メンター制度の開始】 令和4年度入職職員を対象に、メンター制度を開始し、将来を担う若手の不安軽減と人材育成を図る。</p>	<p>・年度末までに国立新書をまとめた。一部内容の変更から、係長級を対象とした座談会は開けなかったが、市の人材育成方針を内外に向けて発信していく。</p> <p>・10月にOJT研修、1月2月で実務課題研修を実施した。引き続き、OJTの重要性について庁内浸透を図りつつ、効果的な研修等を実施していく。</p> <p>・令和4年度より導入を開始し、新入職員(メンティ)だけでなく、メンターを務めた若手・中堅職員の育成にもつながった。新入職員の心理的な不安を軽減し、職場定着にもつながる制度であり、次年度も継続する。</p>	B
2	職員定年制度延長への対応	<p>【職員定年制度の延長に伴う条例改正】 地方公務員法の一部改正による職員定年制度の延長について、第4回定例会までに条例改正を行う。条例提案に向けて、職員団体との協議・妥結、庁内周知、議会周知等を進める。</p>	<p>・職員団体との協議も経て、年度内に条例改正と関係規則の改正を完了した。併せて職員に対する周知を行い、市議会に対しても議案を通して認識していただいた。</p>	A
3	本庁舎の機能改善と今後の在り方の検討	<p>【本庁舎の維持管理・修繕、執務環境の改善案の決定】 本庁舎の建替えまでの間への対応として、残存耐用年数を考慮し、大規模改修を終えていない排水設備を始めとした施設の維持管理、修繕等への対応、職員密集度の高い執務環境の改善について、庁内検討会を立ち上げ対応案を定める。</p> <p>【今後の本庁舎の在り方の検討】 また、約15年後に予定されている本庁舎の建替えに向け、富士見台重点エリアにおける公共施設再編と連動し、今後の本庁舎の在り方の検討に着手する。</p>	<p>・庁舎施設を維持していくため、庁内検討会で議論し、最優先すべき項目はトイレ改修と空調設備を位置づけ、関連予算を計上した。</p> <p>また、執務環境の改善についても庁内検討会で検討し、中間報告を庁議報告した。引き続き、庁舎外への執務スペースのあり方等を検討する。</p> <p>・今後の本庁舎の規模や配置を検討するために、市民動線、他部署との業務関連度、市庁舎への依存度、部署移動の際の規模等について各課に調査を依頼し、取りまとめた。また、多摩26市に調査し、検討用の資料を作成した。</p>	C
4	個人情報保護制度の見直し	<p>【個人情報保護条例の改正】 個人情報保護法の改正法の施行に伴い、個人情報保護条例の改正、同法の施行に向けて、条例に基づく個人情報保護制度の見直しを行う。</p>	<p>・現行条例の廃止及び新たに国立市個人情報の保護に関する法律施行条例を、パブリックコメントの実施、情報公開及び個人情報保護審議会へ諮問・答申を経て、国立市議会第4回定例会へ提案し可決。運営方法等詳細な部分の調整を行い、令和5年4月1日から施行する。</p>	A

5	市有施設の整備・改築	<p>【旧本田家住宅保存活用事業】 R2年3月に指定された都指定有形文化財である。令和7年度の復元完成に向け、今年度は、9月中旬に指定文化財の現状変更手続きを行った上で、特定行政庁に建築の承認を受ける。</p> <p>【矢川プラス整備事業】 今年度は、仕上げ工事が主となり、10月中旬ごろまでに全ての現場作業を完了させ、主管課に建物の引渡しを行う。</p> <p>【国立駅南口子育て支援施設整備事業】 乳幼児から中高生世代までの発達段階ごとの特徴を踏まえた子育て施設の整備事業。今年度は、4月中旬までに基本・実施設計委託事業者をプロポーザル方式にて決定する。また、当該施設の確認申請用の書類を9月下旬までに作成する。</p> <p>【第二小学校改築事業】 今年度については、各関係者との協議を経て外構計画を固め、確認申請を提出し、特定行政庁の認可を7月上旬までに得る。また、工事は、既存プールの解体し、新校舎棟の工事着手を目指す。</p>	<p>・主管部局で調整している修理専門委員会での文化財的価値の検討に時間を要し、現状変更手続きがR5.3月中旬に延期された。これに伴い、建築審査会の同意手続きも4月中旬に延期され、現在調整中。</p> <p>・コロナ禍の影響により、床材の調達が困難になり、建築工事の契約工期を延長した。その後、建築基準法やまちづくり条例も含め関連する検査を11月中旬に全て完了した。</p> <p>・プロポーザル方式で基本・実施設計委託事業者を4月中旬に決定した。基本設計を7月下旬に完了させ、9月下旬(実施設計内)には当該施設の確認申請用の書類を準備していたが、施設事業者のまちづくり条例手続きが遅延したため、R5.1月中旬に提出した。</p> <p>・主管部局の判断により、関係者との協議継続、昇降スロープの導入方針が決定された。追加検討が必要なことから確認申請スケジュールを延期した。R5.1月上旬に確認申請手続きを完了させた。その後、既存プール解体は3月中旬、新校舎改築は3月下旬に契約を締結した。</p>	B
6	自治体DX(ICTの活用による行政改革)及び情報システムの最適化の推進	<p>【「(仮)国立市自治体DX推進計画」の策定】 マイナポータルの活用を含めたマイナンバー制度の運用、オンライン申請の拡充に向けて「(仮)オンライン申請条例」の整備に向けた検討、AI・RPAの導入に向けた検討、テレワーク環境の整備、ペーパーレス会議システムやWeb会議システムの活用支援、行政データのオープンデータ化の拡充、電子決済の検討等を行い、市民サービスの向上に向けて、計画を策定し、ICTを活用した行政改革を推進していく。</p> <p>【自治体情報システムの標準化・共通化の実行計画】の策定 国の自治体DX推進計画の重点取組事項として掲げられている「自治体情報システムの標準化・共通化」の実行計画を策定する。</p>	<p>※この項目については、令和4年7月に組織改正により政策経営部に移管したため、達成状況は記載しない。(政策経営部長マニフェストに記載)</p>	—
7	人権に配慮した窓口対応	<p>【個々の状況に配慮した丁寧な窓口対応を行う】 ・離婚届受付前後の適切な制度説明と、養育費確保等支援事業を主管する子育て支援課へ確実につなぐ。 ・婚外子差別問題への対処等、人権配慮の観点からマニュアル・HP整備を行う。</p> <p>【本人通知制度の実施】 代理人や第三者からの請求等により、戸籍謄本や本籍地入りの住民票の写し等を交付した際、事前登録者に交付したことを通知する制度。各システム改修等事前準備を行い、10月からの実施を目指す。</p>	<p>・離婚届時には適切な制度説明を行い、子育て支援課へは必要に応じて適切に繋いでいる。</p> <p>・婚外子差別問題への対処等、人権配慮の観点から「婚外子窓口対応マニュアル」を作成、同時にHP整備も実施した。また、担当課長会にて当該「マニュアル」を配布した。</p> <p>・令和4年10月から開始した。</p>	A

【達成度】 A…100% B…80%以上100%未満 C…50%以上80%未満 D25%以上50%未満 E25%未満